

平和・交流・共生の都市宣言
推進計画

豊橋市

目 次

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 取組みの基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

これまでの平和・交流・共生に関する取組み

- 1 国際協力・平和への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 国際交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 多文化共生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

平和・交流・共生の都市づくり推進の基本方針

- 1 国際協力を通じた平和への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 交流による国際理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 多文化共生社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

平和・交流・共生の都市づくりを進めるために

- 1 総合的かつ計画的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 2 連携と協働による推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

平和・交流・共生の都市づくりに向けた施策・事業一覧

- 1 国際協力を通じた平和への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 2 交流による国際理解の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 3 多文化共生社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市は、戦前は蚕糸のまち・軍都として栄え、第二次世界大戦では市街地の大半が焦土と化したものの、市民の不屈の努力と東三河の市町村との連携の下、戦災復興を成し遂げ、今日、東三河地域の中核都市としてここまで発展するに至っています。核兵器を地球上からなくし、恒久平和を実現することは誰しもの願いです。そのため、本市は、国際交流など地道な取組みを通じて、諸外国との友愛、親善の深化に努めてきました。

国際交流は、戦後、日本が国際社会への復帰を図る中で進められ、以降、その主体は国から地域、民間へと広がり、活動の分野もスポーツ、教育、文化、経済など多様化してきました。本市においても、海外4都市との提携、豊橋市国際交流協会や数多くの民間団体による国際交流活動、大学による留学生の受入などを通じて、市民の間で国際理解が着実に浸透してきています。このような様々な主体による多様な国際交流は、単に各主体の活動の場を広げるにとどまらず、国や民族を超えた人々との相互理解を増進し、ひいては平和への貢献にも寄与するものです。

一方、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、日系外国人の日本での就労が容易になり、以降、日本に居住する南米系外国人の数は急速に増加してきました。また、各国との経済連携・経済協定の進展により、国内における外国人の就労機会は更に拡大していくと考えられます。現在、本市は、約2万人の外国人市民が暮らす全国屈指の外国人集住都市となっています。外国人市民は、地域産業の担い手であるとともに地域コミュニティの構成員であるという観点から、互いに理解し尊重しあうことができる多文化共生社会の実現に向けての様々な取組みが進められています。

こうした経過を踏まえ、本市は、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意することとし、市制施行100周年を迎えた平成18年の12月に、「平和・交流・共生の都市宣言」(以下、「都市宣言」という。)をしたものです。

以来、今日までの間、社会経済のグローバル化が一層進展し、地域コミュニティにおいて多文化共生の課題が顕在化する中、都市宣言の本旨の実現に向けた具体的な取組みの必要性が高まりました。

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制100周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成18年12月18日

愛知県豊橋市

2 計画策定の目的

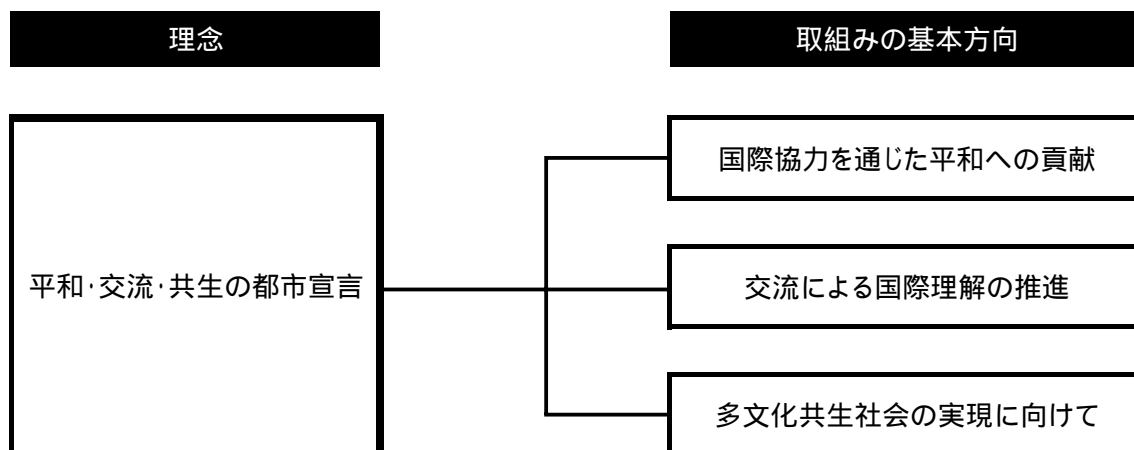
この「平和・交流・共生の都市宣言推進計画」(以下、「本計画」という。)は、本市が都市宣言の本旨の実現に向けて行う、平和に貢献するための国際協力と交流、及び多様な文化や生活・習慣の相互理解に基づく多文化共生の取組みについての基本的な方向を示し、もって平和・交流・共生の都市づくりに資する事業の計画的かつ着実な実施を図るために策定したものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成21年度から25年度までの5年間とします。

4 取組みの基本方向

本計画では、都市宣言の理念を踏まえ、その本旨の実現に向けた取組みの基本方向として、「国際協力を通じた平和への貢献」、「交流による国際理解の推進」、「共生社会の実現に向けて」(以下、「多文化共生社会の実現に向けて」という。)の3つを掲げ、それぞれについて関連する施策の推進方針を明らかにします。



また、この基本方向に沿ったまちづくりを、市民、事業者、NPO、各種団体など様々な主体の協力を得ながら着実に進めていくために、本計画を今後策定する本市総合計画に反映させていくこととします。

これまでの平和・交流・共生に関する取組み

1 国際協力・平和への貢献

昭和56年から平成19年までの間で計77名の市民が国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊に参加しました。また、平成14年以降は、計3名の市民が同機構によるシニア海外ボランティアに参加しました。青年海外協力隊の参加者のうち本市の職員は2名で、一人は看護師としてウガンダに赴任し、一人は理学療法士としてパナマで現在も支援活動に従事しています。

本市では、国際協力機構による開発途上国における奉仕活動などに職員が参加しやすくなるよう、平成20年3月「豊橋市職員の自己啓発等休業に関する条例」を制定しました。さらに、医療機器の寄贈、消防車、救急車、塵芥収集車の供与など、開発途上国に対しての物資支援も行ってきました。

また、本市は、戦争に関する「収蔵資料展」、「戦争体験を語る会」、「子どものための平和展」などの開催や本市在住者の戦争体験談、東三河地域の戦争遺跡等を記録したDVDを作成し、小中学校での活用や一般への貸出など、平和に対する意識の啓発を行ってきました。さらに、豊橋市制施行100周年記念事業として、官民協力の下、映画「早咲きの花」の制作・上映を地域ぐるみで支援しました。そのほか、民間団体においては、豊橋空襲を語り継ぐ催しや戦争体験者による体験談など世界の平和を願う活動が、現在も様々な形で行われています。

[平和・国際協力に関する主な取組み]

名 称	単 位	H20 年度
平和や戦争に関する資料展などの開催	事業	4
戦争の時代を伝えるDVDの貸し出し	回	H20 開始
国際交流サロンの開催数	回	9 ()
JICA事業への参加	回	4 ()
JICA主催青年海外協力隊への参加	人(累計)	77
民間医療機関による南通市研修医受入	人(累計)	26

()は平成19年度実績

2 国際交流の推進

・豊橋市国際交流振興基金の設置

昭和58年9月、本市は、市民、企業及び団体などからの寄付と本市積立金を原資に「豊橋市国際交流振興基金」を設置し、翌年4月から同基金の果実による国際交流事業を開始しました。この基金は、市民の国際感覚の醸成、国際間の相互理解、親善を深めることを目的として、青少年の海外派遣、招へい青少年の交流、留学生と市民との意見交換会の開催、市民の国際感覚を醸成するための講演会及び研修会の開催などを行うものです。

基金による交流事業の第一弾として、昭和59年8月に中学生及び関係者21名を韓国の晋州市などへ派遣し、晋州市から20名の中学生などを迎え入れました。

・財団法人豊橋市国際交流協会の設立

平成元年4月、「豊橋市国際交流振興基金」から拠出された2億円を基本財産として「財団法人豊橋市国際交流協会」を設立し、本市における国際交流のさらなる推進に向けた体制の整備が図られました。

豊橋市国際交流協会は、個人会員約700名、団体会員約80団体からの賛助を受け、青少年海外派遣、語学講座、ボランティア育成事業、インターナショナルフェスティバルの開催などの交流事業を行うほか、外国人への税務相談などの相談事業、ボランティアによる在住外国人への日本語教室などの多文化共生事業、親善交流会の開催や友好親善市民訪問団の派遣などの友好親善事業を行っています。

・豊橋市基本構想・基本計画への位置づけ

本市は、平成2年に策定した「第3次豊橋市基本構想・基本計画」の主要プロジェクトに「国際交流の推進」を位置付け、豊橋市国際交流協会の発足を契機として、地域の特色や方向性を生かした取組みや経済、文化など幅広い国際交流を積極的に行い、世界に開かれたまちづくりを推進することとし、現在に至っているものです。

・南通市との友好都市提携

昭和62年、本市では初めてとなる海外都市との友好都市提携を中国の江蘇省南通市と締結しました。これは、昭和59年に豊橋商工会

議所中国経済視察団が訪中したことが契機となったもので、豊橋市役所において両市長による調印式が執り行われました。その後、相互の友好訪問団派遣、青少年派遣など継続した活発な交流活動が行われ、平成14年には「友好都市提携15周年」の覚書を結び、現在まで良好な関係が続いています。また、民間においては、豊橋地区日本中国友好協会による草の根の交流が一層進んでいるほか、愛知大学と南通大学との間では学術教育交流連携が締結されています。

・晋州市との友好提携

平成4年、本市教育委員会と韓国の慶尚南道晋州市教育庁との間で友好提携が結ばれました。これは、昭和54年に両市の教育長がそれぞれの都市を訪問したことが契機となったもので、平成6年からは小学校相互の教育交流が始まり、毎年、夏休みに両市の小学生約20名、引率者3～4名がお互いの学校訪問やホームステイなどを通して交流を深めています。このほか、豊橋日韓親善協会による民間交流が活発に行われています。

・トリード市との姉妹都市提携

平成12年、本市は、アメリカ合衆国のオハイオ州トリード市と姉妹都市提携を締結しました。この提携を契機として、豊橋市国際交流協会内に「豊橋・トリード委員会」が設けられました。平成14年にはトリード市から高校生、大学生が来豊し、同市で開催された国際姉妹都市会議に本市と豊橋市国際交流協会が参加しています。以降、今日まで、豊橋市国際交流協会を中心にトリード市からの大学生の受入、本市及び近隣市の高校生や中学生の派遣など活発な交流が続けられているほか、平成16年11月に豊橋商業高校とトリード市バウジャー高校の間で姉妹校提携が、平成19年1月に愛知大学とトリード大学の間で学術・教育交流協定がそれぞれ締結され、学校間の交流プログラムが実施されています。

・パラナヴァイ市との友好提携

平成20年8月、本市教育委員会とブラジルのパラナ州パラナヴァイ市との間で友好提携を結びました。また、日伯両政府は、日本人のブラジル移住100周年にあたる平成20年を「日伯交流年」として祝うこととし、本市もこれを記念して、豊橋ブラジルDAY、ブラジ

ル行政視察、日伯交流展、ラティエノ・ノドジマンなどの様々な交流事業を開催しました。

・英語教育の推進

平成17年、本市は、英語を通じた国際理解の推進を図るため、国による英語教育推進特区の認定を受け、全国に先駆けて教科「英会話」を小学校3年生からの教育課程に位置づけたほか、中学校における英語の授業時間を増やしました。なお、特区の認定は、その後に特例措置が全国展開されたため平成20年に取消されています。

以降、現在まで、小中一貫した豊橋市独自のカリキュラムによる「英会話のできる豊橋っ子」の育成を進めています。

・産業経済交流の推進

三河港は、従前からトヨタ、スズキなど国産自動車の主要な輸出拠点となっていました。平成2年以降、メルセデスベンツ、フォルクスワーゲン、フォード、ゼネラルモーターズなど、欧米自動車の陸揚げ拠点が相次いで立地し、現在は国内屈指の自動車輸出入港となっています。こうした国内外の自動車関連企業の集積をベースとして、本市は、平成10年に「国際自動車コンプレックス計画」を策定し、国内外に対して三河港をPRしています。

平成11年、本市は、日本貿易振興会（JETRO）から「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業」の採択を受け、ドイツのヴォルフスブルグ市との間で国際的な地域間産業交流が行われました。この産業交流においては、豊橋日独協会がドイツ企業との橋渡し役の役割を担いました。

また、本市は、平成12年のハノーバー万博・ヴォルフスブルグ協賛会場において、豊橋技術科学大学や地域企業と連携して地域情報の展示及びPRを行いました。

・愛・地球博の開催とフレンドシップ事業

平成17年、「愛・地球博」（愛知万博）の開催により、世界中から数多くの方々がこの地域を訪れることになりました。博覧会と同時に行われた「一市町村一国フレンドシップ事業」において、本市は、アメリカ、中国、ドイツ、リトアニア、ベネズエラ、ホンジュラスの6

か国のホームシティとなり、多くの交流事業を実施しました。併せて、東三河市町村の各フレンドシップ相手国から訪れた子どもたちと地元の子もたちとが触れ合う「東三河こどもジャンボリー」を開催し、計109名の参加者が相互の交流を深めました。さらに、「愛・地球博」終了後も友好関係を継承するため、3つの市民交流団体が新たに設立され、引き続き交流が進められています。

また、「愛・地球博」の開催に合わせ、国連環境計画（UNEP）及び愛知県などの主催による「こども環境サミット2005」が豊橋市と豊田市で開催されました。この会議には、世界各国から子どもたち約500名が参加し、地球環境問題などについての議論が活発に行われたほか、市内各小中学校において会議参加者と本市の児童生徒との交流会が開催されました。

[国際交流に関する主な取組み]

名 称	単 位	H20 年度
友好都市・姉妹都市等の締結	都市数(累計)	4
インターナショナルフェスティバル参加者数	人	4,000
愛・地球博のフレンドシップ国など各国との交流推進団体数	団体	9
大学留学生数	人	378
豊橋親善大使	人(累計)	27
小中学生の海外派遣数	人	43
勤労学生の海外派遣数	人	4
国際交流団体ボランティア数	団体	22
国際交流ボランティア数	人	200
英会話活動を実施する小学校の数	校	52

3 多文化共生の推進

・外国人対策の推進

平成2年に「出入国管理及び難民認定法」(いわゆる「入管法」)が改正されて以来、本市における外国人市民の数は日系ブラジル人を中心に急速な増加を示し、現在、本市は全国有数の外国人集住都市となっています。

そのため、本市は、平成11年に外国人市民を対象とする相談窓口を設置するなどの取組みを始めました。その後、平成14年には国際交流課を設置し組織体制の充実を図るとともに、外国人市民との相互理解の促進を図るため、国、県、NPO、学校、企業、医師会などで構成する「豊橋市多文化共生推進協議会」を組織し、生活環境、福祉・医療、就労、教育の4部会において、外国人市民が生活する上での問題解決、課題への対応について約2年にわたって議論を行いました。

一方、平成16年には、日系ブラジル人などにより「豊橋ブラジル協会」(現「NPO法人ABT豊橋ブラジル協会」)が設立され、多文化共生に向け官民が協働して取り組むための体制が整うこととなりました。

平成20年1月現在では、本市の外国人登録者数は73カ国2万人を超え総人口の約5%を占めるまでに至っています。本市は、外国人市民にとって暮らしやすい環境づくりを進めるため、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語による「広報とよはし」外国語版の発行、同4ヶ国語による「ごみガイドブック」の発行、外国語通訳を付けての税務・法律相談会の開催など取組みの充実を図っています。

・多文化共生推進計画の策定

本市は、多文化共生に関する取組みを総合的かつ計画的に展開するため、平成21年に「豊橋市多文化共生推進計画」を策定しました。この計画は、多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え方や関連する施策を体系的にまとめたものであり、「平和・交流・共生の都市宣言推進計画」の共生分野における具体的な行動計画と位置づけられるものです。

・多文化共生に向けた教育の推進

多文化共生の推進において、日系ブラジル人など外国人市民の子ど

もの教育は大きな課題となっています。

平成20年には、国際学級の設置校を、小学校では13校から16校に、中学校では6校から8校に増やしました。このように増加する外国人市民の児童生徒に対して、県が配置する日本語教育適応学級担当教員55名、本市が配置するスクールアシスタント8名及び巡回指導員17人、登録バイリンガルボランティア20名により、通訳、翻訳、国際学級の補助などの支援を行っています。

また、本市教育委員会とブラジルのパラナ州パラナヴァイ市との教育交流協定に基づき、教員の相互派遣、授業交流、児童生徒の作品交流など、特色のある交流活動を進めています。

[多文化共生に関する主な取組み]

名 称	単 位	H20年度
外国人相談員数	人	2
外国人相談件数	件	7,606 ()
放課後子ども教室(岩田小)外国人児童登録数	人	40
「にほんごきょうしつ」など受講者数	人	830 ()
外国人児童アフタースクール開催校区数	校区	10
海外協力交流研修員受入人数	人(累計)	2

()は平成19年度実績

平和・交流・共生の都市づくり推進の基本方針

1 国際協力を通じた平和への貢献

1-1 基本的な考え方

わが国では、社会経済全般にわたって国際化が進展したことに伴い、地域レベルの国際化も急速に進んできました。平成7年には、国から都道府県及び政令指定都市に対し、「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針」が出されるなど、地方自治体にも“国際親善から国際交流へ”という流れを進展させ、“国際交流から国際協力へ”という新たな役割が求められています。

この役割を担うために、「平和・交流・共生の都市宣言」の理念に基づき、これまでの平和に関する施策をより一層充実していくことが必要となっています。そこで、国際協力の多種多様な事業を行う市民、市民活動団体、企業、大学等の相互の連携を深め、事業の実施を通じて国と国との信頼関係の構築を補完するとともに、ボランティア団体の活動紹介や青年海外協力隊、シニアボランティアの活動紹介などを通じ、国際協力についての意識啓発に努めます。こうした国際協力活動の促進を通じて、平和への貢献に寄与していくことを基本的な考え方とします。

1-2 課題

戦後60余年が経過し、戦争を直接体験した世代の減少に伴い、戦争に対するリアルな危機感が失われつつあります。また、貴重な戦争資料が散逸し後世に引き継ぐことが難しくなっています。

こうした中、これまでの国際交流に加え、国際協力活動に対する理解の深化及び参加の拡大に努め、もって平和の大切さに対する市民意識の向上を図ることが課題となっています。

1-3 施策の推進方針

1-3-1 平和意識の啓発

平和に関する学習機会を充実するとともに、「平和・交流・共生」に関する様々な取組みや活動の状況を理解する場を提供することにより、平和の大切さについての意識啓発をより一層推進します。

1-3-2 国際協力活動の促進

国際協力への理解を深め、活動の担い手を増やすため、国際協力活動に関する情報の提供や広報宣伝等を一層充実します。

また、国際機関が行う国際協力活動に参加又は協力する環境を整備するとともに、国際協力活動を担う人材の育成に努めます。

2 交流による国際理解の推進

2-1 基本的な考え方

本市では、これまで世界の様々な地域との関係を深めてきた結果、市民の中にも自主的な交流活動が広がってきました。経済面においては、企業活動等のグローバル化や外国人労働者の増加などにより、国際的な交流が進んでいます。

市民生活においては、インターネットをはじめとした情報技術の進展により、国際的な情報は身近なものとなり、個々の国際意識は高まってきました。また、海外勤務や留学の増加などにより、国際体験の度合いも格段に増してきました。

こうした中で本市においては、都市宣言の理念に基づき、これまでの交流を一層地域に根付いたものへと充実を図り、もって市民一人ひとりの国際理解のさらなる増進を促していくものです。そのため本市は、これからの国際社会を支える人材の育成に努めるとともに、国際交流団体、企業、大学など、多様なチャンネルを通じた地域レベルでの国際交流活動を促進していくことで、各国との相互理解を深めていきます。このような国際交流活動を通じ、国際理解の推進を図ることにより、平和への貢献に寄与していくことを基本的な考えとします。

2-2 課題

国際交流については、これまでの取組みにより、一定の成果を挙げてきたものの、社会経済のグローバル化が進み在住外国人の数も増加する中であって、地域における国際理解の浸透という観点からは未だ十分とは言い難い状況にあります。

そのため、多様な国際交流事業を一層推進し、より多くの市民の参加を促進すること、将来を担う青少年の国際感覚を養成することなどにより、市民一人ひとりの国際理解の向上を図ること、さらには平和を希求する意識の醸成を図ることが課題となっています。

2-3 施策の推進方針

2-3-1 青少年の国際理解の促進

青少年の国際感覚の育成は、今後の国際交流活動を飛躍的に広げる可能性があることから、青少年に対する異文化交流の機会の提供や国際理解教育を一層推進します。

2-3-2 民間国際交流団体の活動支援

増大する国際交流事業等に対し、民間の国際交流団体の役割も大きくなっていることから、行政との適切な役割分担の下、これら団体の活動を積極的に支援していくこととします。

2-3-3 友好姉妹都市等との交流の推進

長年にわたり築いてきた友好姉妹都市等との信頼と友好関係をさらに発展させるため、各都市との間で行う交流事業の一層の推進を図り、より多くの市民の主体的な参加を促進していきます。

3 多文化共生社会の実現に向けて

3-1 基本的な考え方

外国人の長期定住化・永住化傾向が高まりつつある現在、外国人を日本人と同様の生活者・地域住民として認識する視点が求められており、外国人市民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要です。さらに、特色あるまちづくりの観点から、これまでの外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会のあり方として国籍や民族の違いを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要が増しています。

今後、日本の総人口は減少していくことが見込まれる一方、グローバル化の一層の進展に伴い、外国人市民の占める割合がさらに高まることが予測されます。こうした中、地域内で外国人を含めた全ての人がそれぞれの能力を最大限に発揮できる社会づくりが不可欠となり、地域において多文化共生を推進する必要性は一層高まっています。

そのため、本市は、都市宣言の理念に基づき、国籍や民族・文化の違いを多様性に満ちた地域特性として活用し、異なる価値観や異文化を全ての市民が理解し、尊重し合いながら、その豊かさを共有し、日本人も外国人も地域に共に暮らす市民としてとらえる「多文化共生社会」の実現を目指すことを基本的な考え方とします。

3-2 課題

外国人市民との共生は、言葉や生活文化の異なる市民が、地域において共同生活を行うものです。しかし、現実的には、言葉の問題を始め、お互いの生活習慣や文化に対する理解不足、必要な情報が十分に行き届かないなど、解決しなければならない問題が数多く存在しています。

そのため、相互理解や人権尊重に関する意識啓発、外国人市民に対する社会参加の促進、暮らしに関する情報の提供、子どもたちへの教育支援など、様々な分野で多文化共生の推進に資する事業の充実に努めることが課題となっています。

3-3 施策の推進方針

3-3-1 多文化共生の意識づくり

多文化共生社会の実現には、日本人市民も外国人市民も、互いの文化や慣習の違い、考え方の違いを認め合い、互いをよく理解し合って、同じまちに暮らす隣人として尊重し助け合って生活していくことが大切です。

職場・地域・学校、また豊橋市国際交流協会やNPOの活動など、様々な機会、活動を通して、多文化共生意識の啓発と交流や学習の場づくりを推進していきます。

< 施策の方向 >

人権尊重の意識づくり

多文化共生意識の学習機会づくり

3-3-2 元気な地域づくり

元気な地域づくりを進めるためには、そこに住む人々が互いに助け合い、ともに支えあっていかなければなりません。

日本人市民は、外国人市民に対して、ともに暮らし、地域をつくる生活者・地域住民として認めることが大切です。

外国人市民も、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるとの自覚を強く持つことが重要です。

日本人市民と外国人市民が手を取り合って、元気な地域づくりを進められる仕組みづくりを進めていきます。

< 施策の方向 >

地域社会への参加の仕組みづくり

外国人市民の意見反映の仕組みづくり

3-3-3 暮らしやすいまちづくり

日本人市民、外国人市民が、ともに安心して生活できるためには、外国人市民が日本で暮らすうえで必要なルールや制度を十分認識し、住民としての義務や果たすべき責任を理解しなければなりません。また、日本人市民も、外国人市民の暮らしや文化・習慣等を理解するよう努力する必要があります。

外国人市民が地域社会で自立して生活していくためには、日本語でのコミュニケーションが前提であり、日本語の理解力の向上は不可欠です。

また、市町村が外国人市民の居住実態を正確に把握し、生活に必要な情報や災害情報、住民として果たすべき義務などの情報が、全ての外国人市民に伝わるようにしていくことが必要です。

そのために、様々な情報媒体を活用して、多言語による情報提供の一層の充実を行うとともに、日本語能力向上のための学習機会の充実を図ります。

外国人市民も日本人市民も同じ地域に生きる生活者として安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

< 施策の方向 >

安心して暮らせる環境づくり
情報提供の充実

3-3-4 夢を持てる社会づくり

日本への永住・定住を希望する外国人市民が増加してきている中で、外国人の子どもたちが夢を持って社会生活を送ることができ、幅広い職業の選択ができるような教育環境の一層の充実が必要です。

一方、外国人市民は、日本に永住するのか、母国に帰国するのかわからない状況にあっても、明確な教育観を持って、将来を担う子どもたちの社会的自立を図ることは大変重要です。

また、外国人労働者が適法かつ適切な労働条件のもとで働けるよう、就業環境の改善や就業支援などについても、積極的に取り組んでいく必要があります。全ての市民が将来に夢と希望を持って生活できるよう、教育環境の向上を進めるとともに、就業環境の改善を促進していきます。

< 施策の方向 >

子どもの学習環境の充実
就業環境の改善・就業支援

3-4 推進体制の整備

多文化共生社会実現に向けた取組みの推進についての進行管理や評価を行う必要があります。

多文化共生社会実現の総合的な推進組織として、「多文化共生推進連絡協議会（仮称）」を設置し、国、県などの関係機関や企業、日本人市民、外国人市民、NPO、ボランティア団体、豊橋市国

際交流協会などが連携を強化し、本計画に基づく取組み状況など情報の共有化を図り、施策を推進します。

< 施策の方向 >

- ・ 多文化共生社会実現の総合的な推進組織の設置

平和・交流・共生の都市づくりを進めるために

1 総合的かつ計画的な推進

平和・交流・共生の推進に資する事業は、まちづくりの様々な分野において実施されるものです。そのため、各部局が行う平和・交流・共生の都市づくりに向けた施策・事業をとりまとめ、年次計画を示すとともに毎年の実施結果を公表することとし、その総合的かつ計画的な推進を図ることとします。

2 連携と協働による推進

平和・交流・共生の都市づくりに向けて、国、県、関係機関と十分な連携を図り、それぞれが自らの役割を適切に分担する中で、地域の特性に応じた施策・事業を積極的に進めていくこととします。

さらに、市民、事業者、NPO、各種団体などの各主体に対して普及啓発や情報提供などの支援を積極的に行い、平和・交流・共生の推進に資する自主的な活動の促進を図るほか、必要に応じて各主体と連携し又は協働して施策・事業の実施に当たるものとします。

加えて、友好姉妹都市等との連携を深め、国際交流のさらなる推進に努めることとします。

平和・交流・共生の都市づくりに向けた施策・事業一覧

1 国際協力を通じた平和への貢献

1-1 平和意識の啓発

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
戦争の体験談や戦争遺跡等を記録したDVDの小中学校での活用や一般への貸出					→
平和関連図書コーナーの常設化	新規				→
公共施設等における映画「早咲きの花」の上映	新規				→
「子どものための平和展」の開催					→
「平和を求めて」図書館資料展の開催					→
小中学校における戦争と平和に関する学習の実施					→
平和を考えるフィールドワークの実施					→
「戦争遺跡探訪」の実施					→
戦争に関する「収蔵資料展」の開催（隔年開催）					→
平和市長会議への参加					→
都市宣言を冠した「インターナショナルフェスティバル」の開催					→
多様な機会を捉えた都市宣言の周知・啓発					→

1-2 国際協力活動の促進

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
青年海外派遣協力隊活動等を市のホームページ等で紹介					→
国際協力に関する市民講座や出前講座の開催又は斡旋・紹介					→
国際協力市民サロンでの青年海外派遣協力隊の活動を紹介					→
市職員の青年海外協力隊への派遣					→
自治体職員協力交流事業等による研修員の受入					→
市職員を対象に国際協力活動に関する講演会を開催					→
民間団体等と協力した開発途上国への物資援助（医療機器、救急車、塵芥収集車等）					→
市職員の自発的な国際貢献活動等を可能とするための休業制度の奨励					→
国際交流支援機関へ市職員を派遣					→

2 交流による国際理解の推進

2-1 次世代を担う青少年の国際理解の促進

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
国際協力に関する市民講座や出前講座の開催又は斡旋・紹介（再掲）					→
青年海外協力隊経験者等による活動報告会やワークショップの開催					→
外国人の参加を促進する農業体験プログラムのPR					→

2-2 民間国際交流団体の活動支援

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
国際協力市民サロン運営に対する助成の実施					→
国際交流関係ボランティア交流会の開催					→

2-3 友好姉妹都市等との交流の推進

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
親善交流の促進					→
親善交流から相互協力への深化を促進					→

3 多文化共生社会の実現に向けて

3-3-1 多文化共生の意識づくり

人権尊重の意識づくり

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
人権尊重意識高揚のシンポジウム等の開催					→
相互理解を図るイベントの開催					→
相互理解を図るスピーチ大会の開催					→
学校教育を通じた人権教育の実施					→

多文化共生意識の学習機会づくり

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
文化紹介講座・イベント等の開催					→
小中学校と外国人学校の交流事業の実施					→
日本人市民と外国人市民との懇談会の開催					→
日本語学習機会の充実					→
社会教育活動を通じた多文化共生意識づくり					→

3-3-2 元気な地域づくり

地域社会への参加の仕組みづくり

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
多文化共生コーディネーターの養成	新規	→			
外国人情報窓口の設置	新規	→			
自治会加入促進のための説明会等の開催		→			

外国人市民の意見反映の仕組みづくり

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
外国人市民の審議会等への登用	新規	→			
東三河外国人市民会議の開催	新規	→			
実態調査・アンケート調査の実施		→			
日本人市民と外国人市民との懇談会の開催 (再掲)		→			

3-3-3 暮らしやすいまちづくり
安心して暮らせる環境づくり

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
多文化共生モデル地区の実施	新規				
多文化共生センター（仮称）の設置	検討	検討			
日本語学習支援基金の活用によるNPO支援					
国の制度改正の要望					
留学生の生活・就職に関する支援					
日本語学習機会の充実（再掲）					
防災・防犯・交通安全などの講習会の開催					
外国人相談業務の充実					
外国人児童保育円滑化事業の実施					
外国人労働者を対象とした日本語教室の開催					
企業内研修の啓発・充実					

情報提供の充実

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
外国人市民による情報提供モニター員制度の導入	検討				→
「広報とよはし」の充実					→
地域コミュニティ通訳・翻訳業務の実施					→
社会保障制度や行政サービスの周知を多言語で実施					→
外国人市民が多数集まる施設・団体との連携					→

3-3-4 夢を持てる社会づくり
 子どもの学習環境の充実

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
子ども多文化共生センター（仮称）の設置	検討	検討			→
多文化共生推進モデル校の実施	検討				→
プレスクール事業の実施	新規				→
ブラジル人学校、ブラジル人託児所との連携・連絡体制の構築	新規				→
不就学・不登校児童生徒への取組みの充実					→
外国人児童生徒の教育の義務化実現への要望					→
外国人児童生徒対応教員・教育相談員の充実					→
アフタースクール事業の拡大・充実					→
就学支援・教育相談窓口の充実					→
外国の交流都市との教育交流の充実					→
海外協力交流研修員受入事業の実施					→
中学校、高等学校での進路指導の充実					→
東三河インターナショナルスクール設置の県への要望					→

就業環境の改善・就業支援

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
青少年自立支援事業の実施					→
就業支援ネットワーク会議などとの連携					→
外国人の勤務に関する情報の市町村での活用の要望					→
外国人市民の起業相談・支援					→

3-4 推進体制の整備

- ・多文化共生社会実現の総合的な推進組織の設置

事業内容等	年度				
	21	22	23	24	25
多文化共生推進連絡協議会（仮称）の設置	新規				→

平和・交流・共生の都市宣言推進計画

平成 21 年 3 月 豊橋市

発行 豊橋市企画部企画課 〒440-8501

豊橋市今橋町 1 番地

電話 0532-51-2181